資料３の２

令和３年度第１回　横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会で出された主な意見

１　①条例対象規模の見直しについて

戸建住宅の改修は、ベーシックアクセスの考え方から少なくとも1階部分について道等から玄関、利用居室、トイレまでの移動等円滑化経路を確保するべきである。

２ ③基準見直し(2) 小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について

補助金制度は検討できないのか。

新築と増築・用途変更は全く別の建築行為である。増築の対象規模は、既存建築物の規模も含めた数値にすべきである。

課題が保育所であっても保育所のみ改正すると、車いす使用者は２階に上がれないことが当たり前なのだ、と子供に教えることになる。

認可保育所で500㎡をやや下回る規模での計画が多いが、EV設置基準は、本当に負担である。

保育所整備の際に負担になっている状況はある。

500㎡という規模と、福祉施設を含む全ての用途が対象であることが問題であると感じている。③の課題では、保育所なのであれば、それに着目した見直しとすべき。

令和３年11月15日

局長説明（参考）

福祉保健課（福祉のまちづくり担当）

令和３年10月29日

局長説明

建築企画課・市街地建築課

３　その他

ハードでカバーできない人が来たとき、どのようにそれをカバーするのか、きちんと業者の方に自覚していただかないといけないと思うので、事業者から合理的配慮の計画書を提出させるべきである。

事前協議充実の内容が明確でない。合理的配慮計画提出などを検討し、素案に明記すべき。

関係団体には丁寧に説明した上で進めてほしい。